

# 樹木式埋蔵場所使用に係る同意書

(下記の内容をお読みのうえ、チェック欄(□)に☑をしたうえ、記名・押印してください。)

## 1 埋蔵に関すること

- 焼骨であること。
- 申請後に埋蔵する方を変更することはできません。
- 埋蔵受付した焼骨をお返すこと(改葬)はできません。
- 全区画の埋蔵終了後、管理者(市)は焼骨が土にかえたと認めた時点(おおむね30年後)で、新たな墳墓(墓所)に再整備します。
- 埋蔵する区画の選択はできません。埋蔵は焼骨をお預かりした順番で割り振ります。
- 埋蔵は職員又は職員が指定した者(以下「職員等」という。)が行い、立ち会うことはできません。
- 3月から10月の間は、月末までにお預かりした焼骨は、翌月の15日までに埋蔵します。
- 11月から2月の間にお預かりした焼骨は、3月20日までに埋蔵します。(ただし、積雪が多いなどの事情がある場合は、延期することがあります。)
- 焼骨を収めた骨壺等は、お返しできません。

## 2 参拝(場所)に関すること

- 祭壇には、生花と線香以外のお供えもの、塔婆などは置くことができません。
- 線香は、火が消えるまで確認してください。
- 線香は、火災予防のため、11月から3月の間は供えることができません。
- 生花は、参拝後できるだけお持ち帰りください。祭壇にある生花は、衛生上または景観上好ましくない状態になる前に職員等が処分します。
- 祭壇周辺には、桶以外の参拝用具を備えません。
- 樹木式埋蔵場所周辺では、宗教的儀式は行えません。
- 積雪時に除雪は行いませんので、参拝はできないことがあります。
- 参拝場所までは、未舗装の通路などを歩いていただく必要があります。
- 埋蔵者の氏名を掲示する墓誌、石板などは設置しません。
- 埋蔵の際、電動機械を使用しますので、この時間中は、騒音が発生します。

## 3 墓所区画内に関すること

- 焼骨を埋蔵する区画内(埋蔵エリア)に立ち入ることはできません。
- 職員等は管理に必要なときは、墓所区画内に立ち入ります。
- シンボルツリーは、害虫などの駆除が必要な場合は薬剤を散布します。
- シンボルツリーは、必要に応じて枝の剪定などを行います。
- 芝生面は、必要に応じて除草剤などを散布し、芝刈りを実施します。

## 4 その他

- 上記の他、管理者(市)が必要と認めた処置を行います。

埋蔵の事実の有無、埋蔵場所に関して申請者以外の方から問い合わせがあった場合、案内を希望しますか。(下記のどちらかにチェックをしてください。)

- 希望する
- 希望しない(窓口で申請者と確認できる場合を除いて、問い合わせには一切お答えしません。)

上記の内容に同意したうえで、樹木式埋蔵場所の申請を行います。

令和 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_